

## 人権大学講座「明治維新期の京都と地域のリーダー」概要

京都市東山区の今村家には、戦国時代から昭和期にいたる多くの史料が守り伝えられてきた。その内容は地域の行政、経済、社会状況など多岐にわたるもので、京都の地域史を確かめるための貴重な史料群となっている。近年、その研究が進められ、『今村家文書史料集』上・下巻として刊行されているが、本講座では、そうした研究成果をもとに、まだ活字化されていない史料を紹介することを通して、明治維新期の京都の住民が直面した課題や、その解決に向けた地域指導者の活動の様相などを明らかにすることをめざした。

今村家の代々の当主は下京の居住する町の役人や隣接する柳原庄村の庄屋をつとめ、地域の指導者としての役目を果たしてきた。当主は忠右衛門の名を世襲してきたが、維新期の忠右衛門は家督をゆずって忠次と改めたのちも、京都市政が変転する明治初期の困難な時期に地域の指導者として尽力した。

維新期の忠次は解決すべき三つの課題に直面していたと考えられる。第一は、統治形態の転換にともなう業務の遂行である。忠次の管轄する地域の多くは、近世は妙法院領であったが、明治四年の上知令によって京都府の治めるところとなった。通常の業務に重ねて、戸籍の編成、小学校の建設・運営などの仕事が発生し、忠次は多忙な日々を送ることになった。第二は、貧窮層の対応である。維新期の忠次は、京都の町の南東端にあたる下京三十一番組の中年寄を兼務していたが、この地域は南北に走る伏見街道ぞいに作られており、京都の南の出入り口となっていた。このため他地域からの流入者がまず足を踏み入れる地となっており、生活困窮層が集住するエリアが早くから形成されていた。明治元年から三年にかけて、西日本では天候不順がつづき、水害が相次いだことが知られているが、これが打撃となって救済を要する人が増えていた。第三は、戸籍編成にかかわる業務である。忠次が庄屋として治めていた柳原庄村には六条村、銭座跡村、大西組とよばれる三つの被差別部落があった。明治四年四月公布の戸籍法では穢多・非人などの戸籍は別に作るようになっており、京都の場合は市中の天部村が担当することになっていた。ところが、明治四年八月にいわゆる解放令が出された。これは穢多・非人などの呼称を廃止するとともに、職業・戸籍については一般の国民と同様に取り扱うとしたものであるが、これによって柳原庄村の被差別部落にかかわる戸籍編成は忠次の仕事となった。それまで京都の被差別部落については天部村など力のある村が管轄することになっていたため、今村家文書をみても、庄屋をつとめているにもかかわらず柳原庄村の、とくに六条村に関する文書はいたって少なかった。このように情報量が限られている状態のなかで、忠次は戸籍編成を進めなければならなかったのである。

解放令の公布は、明治四年八月二十八日、京都府が管内にその内容を達したのは九月十九日のことであった。その翌二十日に今村忠次は小ぶりの冊子を購入し、表紙に「私記」と題して、同月二十九日から翌十月十三日まで、およそ半月ほどの期間の自らの行動について記録していった。その内容は大きく三点に分けることができる。一つは、京都府に願い出た「居村再興」願い出に関しての京都府庁との交渉経過である。詳細は不明だが、忠次の居住町の西側を流れる鴨川河川敷の再開発にかかわることであり、妙法院から京都府へと統治が転換するなかで、何らかの地域振興策が地元から提案されたと思われる。二つ目は、京都府庁から問い合わせがあった、柳原庄村の被差別部落の歴史や戸数・人口の調

査に関することであり、戸籍編成にかかわってのことではないかと考えられる。そして三つ目は、この被差別部落の把握のことに関係すると思われるが、京都府庁が柳原庄村領内を流れる高瀬川の「川床潰地」について問い合わせしており、これに対する回答の件である。

明治四年後半期に地域の町役人をつとめていた人びとにとって戸籍の編成は重要な任務であった。とくに管轄区域に被差別部落が存在する場合は、解放令の公布によって業務内容が変わり、その対応に追われたのではないかと考えられる。こうした時期の地域指導層の具体的な動向については、これまで明らかにされてこなかったが、忠次の記した「私記」は、その一端を伝える貴重な史料といえるだろう。二十一世紀初頭の現代も維新のような変革期にあるといえるのかもしれない。多忙な業務をこなしながら、同時に地域の利益を主張しようとした忠次の働き方には、今後の町づくりに活かせるものがあるのではないだろうか。